

いじめの重大事態対応マニュアル

令和3年3月

徳島県教育委員会人権教育課
いじめ問題等対策室

《目 次》

はじめに	1
1 「重大事態」とは	2
2 「ガイドライン」による重大事態の例	2
3 「重大事態」の判断	3
(1) 調査のための定義	
(2) 不登校重大事態に該当するか否かの判断	
4 「重大事態」への対応	4
(1) 重大事態の発生報告	4
(2) 調査主体の決定	4
(3) 調査組織の設置	4
(4) 調査手順	5
ア 被害児童生徒・保護者等への初期対応と今後の調査の説明	5
イ 調査の実施（児童生徒への質問票等による調査）	7
ウ 調査結果の説明・公表	8
(5) 個人情報の保護	8
(6) 調査結果を踏まえた対応（いじめの解消と再発防止）	9
(7) 地方公共団体の長による再調査	9
5 参考様式	10
(1) いじめの重大事態発生報告書（例）	10
(2) いじめの重大事態報告書（例）	11
(3) 基本調査報告書（例）	12
6 各学校におけるいじめの重大事態への対応マニュアル（例）	13
注釈・参考資料	14

はじめに

平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が施行され、法第28条第1項において、いじめの「重大事態」に係る調査について規定された。これにより、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされた。

その後、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）や「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月改訂）、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月 以下「指針」という。）等が策定された。

しかしながら、全国的に基本方針や指針が策定された後も、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動の件数は増加傾向にあり、また、法や基本方針、指針等に基づく対応を行わないなどの不適切な対応が指摘された。法の施行から3年が経過し、附則第2条により、文部科学省は平成29年3月に基本方針を改定した。また、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがあるといった現状・課題を踏まえ「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。

本県においても、法及び国の基本方針の策定を受け、平成26年3月に「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」を定めた。また、平成29年3月に国の基本方針が改定されたことを受け、教育委員会の附属機関である「徳島県いじめ問題等対策審議会」で素案を作成し、平成29年11月に県の基本方針の改定を行った。こうした基本方針のもと、各市町村、各学校においても「いじめ防止基本方針」の策定、改定を行い、いじめの未然防止を図るための取組を推進し、いじめが発生した場合においても早期に解決し、重大事態に発展しないよう取り組んでいるところである。

しかし、情報化社会の急速な進展等、変化が著しい今日の児童生徒を取り巻く環境においては、いじめが潜在化・複雑化している現状があり、いじめ防止に積極的に取り組んでいる学校であっても、いじめの重大事態が発生する可能性はあると考えて準備をしておかなければならない。

また、文部科学省による令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、いじめの認知件数は過去最多であった。これは、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知するという姿勢が浸透してきた結果であり、肯定的に受け止めるべきであるが、問題が解消されていない事案に対し、児童生徒の苦痛を解消するための指導を丁寧に行うことは今後も重要な課題である。

一方、全国のいじめによる重大事態の発生件数は調査が行われるようになった平成25年度以降、過去最多の発生件数になっていることは、憂慮すべき状況であり、重大事態の定義等の共通認識を十分深めていくことも大切である。

各学校において、いじめを認知した際、深刻な事態にならないよう、迅速かつ適切な対応を行うため、徳島県いじめ問題等対策審議会での協議を踏まえ作成された「いじめの重大事態対応チェックシート」の活用を図るとともに、その活用に当たり、組織的な対応の詳細手順とその根拠等について共通理解を深め、重大事態にスピード感を持ってより一層適切に対応できるよう、本マニュアルを策定する。

令和3年3月

徳島県教育委員会人権教育課
いじめ問題等対策室

1 「重大事態」とは

法第28条第1項において、いじめの重大事態について次のように定義されている。

- 一 **いじめにより**当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると**認める**とき。(同項第1号、以下「生命心身財産重大事態」という。)
- 二 **いじめにより**当該学校に在籍する児童等が**相当の期間**^{*}学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると**認める**とき。(同項第2号、以下「不登校重大事態」という。)

いじめ防止対策推進法第28条第1項 平成25年9月 文部科学省

*「認める」とは

「認める」とは、「考える」ないし「判断する」の意であり、「確認する」「肯認する」といった意味ではない。よって、学校又は学校の設置者が、いじめがあったと確認したりいじめと重大被害の間の因果関係を肯定したりしていなくとも、学校又は学校の設置者が重大事態として捉える場合があり、調査した結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ることもあり得る。

不登校重大事態に係る調査の指針 平成28年3月 文部科学省

*「相当の期間」とは

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、**年間30日を目安。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手すること。**

いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月 文部科学省

2 「ガイドライン」による重大事態の例

下記の事例を下回る程度の被害であっても、総合的に判断し、重大事態と捉える場合があることに留意する。

- (1) 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- (2) 心身に重大な被害を負った場合
 - ・ リストカットなどの自傷行為を行った。
 - ・ 暴行を受け、骨折した。
 - ・ 投げ飛ばされ、脳震盪となった。
 - ・ 殴られて歯が折れた。
 - ・ カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - ・ 心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断された。
 - ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - ・ 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

(4) いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月 文部科学省

3 「重大事態」の判断

(1) 調査のための定義

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害がさらに深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。被害児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月 文部科学省

(2) 不登校重大事態に該当するか否かの判断

不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかしながら、国の基本方針においては「**ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。**」としている。

また、「学校は、欠席期間が30日（目安）に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議したりするなど、丁寧に対応することが必要である」としている。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月 文部科学省

不登校重大事態に係る調査の指針 平成28年3月 文部科学省

病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連続して欠席している場合、**3日を目安**に校長等へ報告、**7日以上連続して欠席**し、本人の状況の確認ができていない場合は、学校が設置者に報告を行うとしている点に留意しなければならない。

文科初第1479号初等中等教育局長通知 平成27年3月 文部科学省

4 「重大事態」への対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。**特に重大事態調査へ移行した場合は、より慎重な対応が求められる。**

不幸にして自殺が起きてしまったときには、いじめの疑いも含めながら、学校の設置者及び学校は、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月 文部科学省）、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」第5章（平成21年3月 文部科学省）及び「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省 以下「背景調査の指針」という。）を参照し、組織体制を整備して対応すること。

（1） 重大事態の発生報告

ア 生命心身財産重大事態について

学校は、事案が発生した場合、**速やかに**学校の設置者を通じて、当該地方公共団体の長に報告を行う。学校の設置者は、学校に対し、指導助言を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣を行う。（重大事態に発展する前に専門家の派遣を行う方が望ましい。）

イ 不登校重大事態について

学校は、**欠席が30日（目安）に達する前から**、学校の設置者に報告・相談をしつつ、いじめの事実確認のための関係児童生徒からの聴き取りや実施されたアンケート調査の確認などを始める。重大事態と判断した際には、**7日以内（望ましい）**に設置者を通じて当該地方公共団体の長に報告する。

発生報告の流れ

各公立学校 ⇒ 学校の設置者 ⇒ 地方公共団体の長

市町村教育委員会は、学校から重大事態の報告があった場合、必要に応じて県教育委員会へも報告し、相談、支援を依頼することができる。

（2） 調査主体の決定

各主体

- ・生命心身財産重大事態・・・・・・学校又は学校の設置者
- ・不登校重大事態・・・・・・原則学校
- ・自殺が起きたときの基本調査・・・・学校の設置者の指導・支援のもと学校
- ・自殺が起きたときの詳細調査・・・・特別の事情がない限り学校の設置者

学校が調査主体となるか、学校の設置者が調査主体となるかの判断は、学校の設置者が行う。調査主体は、学校又は学校の設置者となるが、特に次のような場合は、学校の設置者が調査を行う。

ア 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合

イ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(3) 調査組織の設置

調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体（弁護士会、臨床心理士会、社会福祉士会、医師会等）や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

ア 学校が主体

- （ア）既存の学校いじめ対策組織に第三者（弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するもの）を加えた組織
- （イ）学校が立ち上げた第三者による調査組織

イ 学校の設置者が主体

- （ア）県立学校においては、県いじめ問題等対策審議会の調査部会
- （イ）市町村立学校においては、各市町村教育委員会の附属機関（第三者により構成）

いじめ防止対策推進法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関（第三者により構成）を常設しておくことが望ましい。

(4) 調査手順

ア 被害児童生徒・保護者等への初期対応と今後の調査の説明

丁寧な保護者対応と説明

調査の目的・目標、調査主体、調査時期・期間、調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供等についての説明

イ 調査の実施（児童生徒への質問票等による調査）

調査対象である他の児童生徒・保護者等に対する説明、児童生徒・教職員等に対する調査、記録の保存、被害児童生徒・保護者への調査実施中の経過報告、分析等

ウ 調査結果の説明・公表

地方公共団体の長への調査結果・所見の報告、被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明、調査結果の公表、加害児童生徒・他の児童生徒・保護者等に対する情報提供

(4) - ア 被害児童生徒・保護者等への初期対応と今後の調査の説明

（ア）説明時の注意点

- a 事案発生後、詳細な調査を実施していない段階で「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならない。また、不適切な対応により被害児童生徒や保護者を傷つける結果になった場合には、不備について説明し、謝罪等を行うこと。
- b 状況に応じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度があることを丁寧に説明すること。

(イ) 説明事項

a 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

b 調査主体（組織の構成、人選）

調査組織の構成や人選は、職能団体から推薦を受けて選出していることなど公平性・中立性が担保されていることを説明すること。被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

c 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどれくらいの期間が必要か目途を示すこと。定期的に経過報告を行うことも説明すること。

d 調査事項

いじめの事実関係をどのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのか説明すること。被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等も聞き取ること。

e 調査方法

アンケート調査の様式、聴き取り方法、手順を説明し、被害児童生徒・保護者から要望があった場合は可能な限り調査方法に反映すること。

f 調査結果の提供

被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか予め説明（個別の情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行う）しておくこと。アンケート等で得られた情報の提供は個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する等の配慮の上で行う方法を採用することを説明しておく。調査に係る文書の保存については、文書管理規則に基づき行うことを説明すること。

* 調査を実施する前に、上記 a ～ f については、加害児童生徒及びその保護者にも説明を行うこと。

* 記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に被害児童生徒・保護者に伝えること。

* 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合も、同種の事態の再発防止や正確な状況の把握のため、学校の設置者及び学校が、可能な限り検証をすることは必要となる。なお、被害児童生徒・保護者の希望によっては、調査の実施そのものを外部に明らかにせず行うことも可能。

* 被害児童生徒・保護者が精神的に不安になっている場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して対応することが望ましい。また、学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら学校生活を送る上でのケアを行うこと。

* 学校の設置者は、被害児童生徒や他の児童生徒が安心して教育を受けられるよう、加害児童生徒に対する出席停止や被害児童生徒・保護者が希望する場合は、就学校の指定変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

自殺事案においては、自殺の事実を他の児童生徒や保護者、外部に伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めること。遺族が自殺であることを伝えることを了解されない場合は、事実と異なることは告げず、「急になくなれたと聞いている」などの表現に留める等で対応する。

他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要がある場合は、教員によって伝え方に違いがないよう学校内で統一すること。

(4) イイ 調査の実施（児童生徒への質問票等による調査）

(ア) 調査実施に当たっての留意事項

a 調査対象児童生徒、保護者等に対する説明

アンケートや聞き取り調査を行うにあたっては、調査対象者に対し、調査の目的を説明し、調査結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを説明した上で実施すること。

時間が経過するほど、調査対象者の記憶が曖昧になるので、可能な限り速やかに実施するよう努めること。

アンケートは、状況によっては無記名での調査も検討する。

b 児童生徒等に対する調査

被害児童生徒やその保護者、他の児童生徒、教職員等に対して、アンケート調査や聞き取り調査等により、いじめの事実関係を把握する。情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし、調査を実施すること。

加害児童生徒からも意見を聴取し、公平性・中立性を確保すること。

c 記録の保存

調査により把握した情報の記録（重大事態として取り扱う前に取得、作成した記録、アンケート、聞き取り等のメモも含む）は、各地方公共団体の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。また、関係資料の散逸防止に努めること。なお、指導記録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。

d 調査実施中の経過報告

学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に調査の進捗状況等の経過報告を行わないようなことがあってはならない。

e 分析

調査においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応は適切に行われていたか、「学校いじめ対策組織」が適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うこと。

(イ) いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合は、「背景調査の指針」に沿って行うこと。

(ウ) 自殺・自殺未遂以外の重大事態の場合

a 文書情報の整理

例えば、様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し、それぞれについて、「直接見聞きした情報」「重大事態発生前の情報」「重大事態発生後の伝聞情報」に区分して整理。整理した情報から「事実関係確認済み」「事実関係確認不可」に区分して、時系列でまとめていく。

b アンケート調査（「背景調査の指針」P17を参考）

結果については、被害者又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、調査対象者に対して説明する。

- c 聴き取り調査（「背景調査の指針」P18を参考）
子供に対して事実関係の確認をする場合、あくまでも学校教育の中で行われる聴き取り調査であることに十分配慮する。
- d 情報の整理（「背景調査の指針」P19を参考）
a～cの調査により得られた情報を時系列に整理し分析・評価を行う。（外部の第三者の立場から、専門的に分析・評価が行われることが望ましい）
- e 再発防止策の検討（「背景調査の指針」P20を参考）
- f 報告書のとりまとめ（「背景調査の指針」P20を参考）

（エ）不登校重大事態である場合

「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に沿って行う。

（４）ーウ 調査結果の説明・公表

（ア）調査結果の報告

重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針を地方公共団体の長に報告すること。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議でも議題として取り扱うことを検討すること。

（イ）地方公共団体の長等に対する所見の提出

地方公共団体の長に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

（ウ）被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明

学校の設置者及び学校は、法第28条第2項に規定しているとおり、被害児童生徒・保護者に対して、調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うこと。その際、各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分を除いた部分を適切に整理して行うこと。

加害児童生徒・保護者への情報提供については、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後で実施すること。

（エ）調査結果の公表、公表の方法等の確認

いじめの重大事態の調査結果を公表するかどうかは、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者に確認すること。また、可能な限り、他の児童生徒、保護者等に対しても、公表前に調査結果を報告すること。

被害児童生徒・保護者の理解を得て、加害児童生徒・保護者に対する説明を行うこと。認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒の抱える問題に寄り添いながら自らの非に気づかせ被害児童生徒・保護者への謝罪の気持ちを醸成させる。

（５）個人情報の保護

調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして判断すること。

学校の設置者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判等を不開示とした場合は、事実関係を隠蔽しているとの不信を招く可能性があるため、情報公開条例等に照らして適切に整理して開示すること。また、個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

(6) 調査結果を踏まえた対応（いじめの解消と再発防止）

ア 被害児童生徒への支援，加害児童生徒に対する指導等

被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的な支援、心のケアを行い、不登校となっている場合は学校生活復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用すること。被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

加害児童生徒に対しては、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導を行う場合は、その保護者に協力も依頼しながら行う。必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。また、加害児童生徒に対する懲戒や、出席停止の検討も適切に行うこと。

イ 再発防止

学校の設置者は、調査結果に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。

(7) 地方公共団体の長等による再調査

ア 再調査を行う必要があると考えられる場合

学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分な可能性がある場合、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。

(ア) 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合

(イ) 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合

(ウ) 学校の設置者及び学校の対応について、十分な調査が尽くされていない場合

(エ) 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

上記（ア）～（エ）の場合に、学校の設置者又は学校の調査主体において、追加調査や構成員を変更した上で調査を行うことも考えられる。

イ 地方公共団体の長等に対する所見の提出

調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に対する所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

ウ 再調査の実施

地方公共団体の長等は、再調査を行うこととした場合、「ガイドライン」の第1から第8までの事項に沿って調査を進めること。

公立学校について再調査を実施した場合、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない（法第30条第3項）。報告する内容については、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが求められる。

5 参考様式

(1) いじめの重大事態発生報告書(例)

令和 年 第 号
月 日

徳島県教育委員会教育長 殿

(市町村教委は「〇〇〇市町村教育委員会教育長 殿」)

学校長

印

いじめの重大事態発生報告書

1 重大事態の種類(※該当にレ印)

- ☐ 児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い(生命心身財産重大事態)
☐ 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(不登校重大事態)

2 いじめを受けたとされる児童生徒

第 学年 組 (歳)
ふりがな
氏 名

3 いじめを行ったとされる児童生徒

第 学年 組 (歳)
ふりがな
氏 名

4 いじめが行われたと疑われる時期

令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()

5 学校が本事案を認知した日

令和 年 月 日 ()

6 事案の内容

・発生状況、生徒(児童)の状況など

7 学校の指導・対応等

8 重大事態に該当すると判断した根拠

・不登校重大事態と判断した場合は、欠席期間(日数)等も記載

5 参考様式

(2) いじめの重大事態報告書（例）

令和 年 第 号
月 日

徳島県教育委員会教育長 殿
(市町村教委は「〇〇〇市町村教育委員会教育長 殿」)

学校長 印

いじめの重大事態報告書

本校生徒に、次のとおりいじめの重大事態が発生し、その案件を調査しましたので報告します。

1 被害児童生徒

第 学年 組 (歳)
ふりがな
氏 名
保護者氏名
現住所

2 加害児童生徒

第 学年 組 (歳)
ふりがな
氏 名
保護者氏名
現住所

3 調査の概要

- ・調査期間
- ・調査組織（構成員）
- ・調査方法

4 調査内容

(1) 行為Aについて

(2) 行為Bについて

※ 対象児童生徒・保護者・教職員・関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ・どこで・誰が・どのような行為を・誰に対して・どうして行ったかなどの事実及びその根拠を時系列で記載。

※ 学校がどのような指導を行ったかも記載。

5 調査結果のまとめ（分析評価、いじめに当たるかどうか）

- ・調査により明らかになった事実
- ・事故に至る経緯

6 今後の対象生徒への支援・指導について

7 校長所見（再発防止にむけて）

5 参考様式

(3) 基本調査報告書 (例)

※自殺が起こった場合

令和 年 第 号
月 日

徳島県教育委員会教育長 殿

(市町村教委は「〇〇〇市町村教育委員会教育長 殿」)

学校長

印

基本調査報告書

1 事案の概要

2 対象児童生徒

第 学年 組 (歳)
ふりがな
氏 名
保護者氏名
住 所

3 発生日時

4 発生場所

5 調査内容

※ 発生したその日から開始，原則 3 日以内に調査終える

・聴き取り内容

・保護者（遺族）面談内容（※公表についての意向，学校への要望等）

6 関係資料の収集

・いじめ（生活）に関するアンケート（過去にさかのぼって）など

・指導要録，健康診断票，出席簿，キャリアパスポート など

・学級日誌，保健日誌，メールや SNS の情報など学校生活の様子が分かるもの

※ 得られた情報を迅速に整理，時系列にまとめる。

※ 学校の設置者は，基本調査の報告を受け，詳細調査に移行するかどうかを判断する。

※ いじめが背景に疑われる場合は，いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として扱い
地方公共団体の長等への報告が必要。

6 各学校における重大事態への対応マニュアル（例）

★いじめ事案発生

(1) 組織員の構成

①既存の学校いじめ防止等の対策のための組織

調査組織の構成：（管理職，主幹教諭，指導教諭，生徒指導主事（主任），教育相談担当，学年主任，養護教諭，学級担任，部活動顧問，学年生徒指導担当 等）

②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成：（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，学校評議員，補導センター職員，スクールサポーター，学校医 等）

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報による丁寧な対応（対応者：管理職）

I 重大事態の発生（疑いを含む）

II 所管教育委員会に報告する（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

- ・ 公平性，中立性が確保された組織が客観的な事実確認を行う
- ・ 被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う
- ・ ②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する
- ②既存の学校いじめ防止等の対策のための組織に適切な専門家を加えた調査組織
- ③調査を行うための第三者組織
- （②の専門家に必要に応じて，学識経験者，弁護士，精神科医等を加えた組織）

IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・ 調査前に被害児童生徒，保護者に①から⑥を説明をする
- ・ 被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする
- ・ 加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う
- ①調査の目的・目標 ②調査主体 ③調査時期・期間
- ④調査項目 ⑤調査方法 ⑥調査結果の提供

V 調査組織において，事実関係を明確にする調査を実施する

- ・ いじめの事実関係を明確にする（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）
- ・ 学校で実施した調査の分析や新たな調査を実施（「背景調査の指針」を参照）
- ①文書情報の整理
- ②アンケート調査の実施（詳細調査の実施P17）
- ③聞き取り調査の実施（詳細調査の実施P18） → 時系列にまとめて分析する
- ④情報の整理（詳細調査の実施P19）

VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・ 被害児童生徒に対して，事情や心情を聴取し，状況に応じて継続的にケアを行う
- ・ 被害児童生徒が不登校になっている場合は，学校への復帰に向けた支援を行う
- ・ 再発防止策を検討する（詳細調査の実施P20）
- ・ 報告書の取りまとめをする（詳細調査の実施P20）

注釈・参考資料

※児童生徒の自殺が起こった場合の対応について

の部分

資料1「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」(文部科学省 H21年3月)

資料2「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(文部科学省 H22年3月)

資料3「いじめ防止対策推進法」(文部科学省 H25年9月)

資料4「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省 H25年10月 H29年3月
最終改定)

資料5「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(文部科学省 H26年7月改訂版)

資料6「不登校重大事態に係る調査の指針」(文部科学省 H28年3月)

資料7「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省 H29年3月)

資料8「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」(徳島県教育委員会 H29年11
月改定版)